

ICTを活用したまちづくり及び災害対策における連携協力に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）、国立大学法人名古屋大学（以下「乙」という。）及び株式会社デンソー（以下「丙」という。）は、尾張旭市と国立大学法人名古屋大学大学院情報学研究科と株式会社デンソーとの相互間のICTを活用したまちづくり及び災害対策に関する事業における連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の産学公連携協力を推進し、ICTを活用したまちづくり及び災害対策の推進に関して、相互に協力出来る分野を以て、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携協力する事業）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について連携協力する。

- (1) ICTを活用したまちづくり推進に関する事業（各種サービスプラットフォーム等）
- (2) ICTを活用した災害対策に関する事業（災害発生時における情報配信システム等）
- (3) その他甲、乙及び丙が協議して必要と認める事業

（連携協力窓口）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めた上で相互に通知し、必要に応じて協議を実施するものとする。

（アンケート等の収集及び提供）

第4条 甲、乙又は丙は、事業の推進に関し、自らの責任において、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

2 甲、乙又は丙は、前項のアンケート等の結果を他の当事者に提供する場合、個人情報保護に関する法律に定める個人情報を含まない形式にて行うものとする。

（ICT利活用推進会議）

第5条 甲、乙及び丙は、事業を推進するため、ICT利活用推進会議を設置する。

2 ICT利活用推進会議においては、第2条各号に掲げる事業の円滑かつ効率的な実施並びに事業の評価及び改善等、甲、乙及び丙が必要と判断した事項を適宜協議するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、いずれかの当事者が自己の営業上若しくは技術上の秘密に関する情報を他の当事者に対し開示する必要がある場合であって、当該情報を保有する当事者が必要と判断したときは、当該情報の取扱いに関し、甲乙丙間で別途秘密保持契約を締結するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

（協議解決）

第8条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙間で協議のうえ、定めるものとする。

（協定の解約）

第9条 本協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙丙間で協議のうえ、協定を解約することができるものとする。

本協定締結の証として本書を3通作成し、署名のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成29年10月19日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長

水野 義則

乙 名古屋市千種区不老町
国立大学法人名古屋大学

総長

松尾 清一

丙 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
株式会社デンソー

取締役社長

有馬 浩二